

企画競争説明書

業務名称： セルビア国欧州地域廃棄物管理能力向上プロジェクト

調達管理番号： 20a00642

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月11日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セルビア国欧州地域廃棄物管理能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2024年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。
第1期：2021年2月～2022年9月
第2期：2022年10月～2024年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。また、セルビア政府とのR/D署名が未了であり、最終的な署名時期により業務開始時期が変更となる可能性があります。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部
契約第一課 木戸正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部環境管理グループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

詳細計画策定調査（評価分析）の受注者が法人の場合
「セルビア国廃棄物管理能力向上プロジェクト（評価分析）」（調達管理番号：
19a01330）の受注者（アイ・シー・ネット株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

【オプション2】

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま

せん。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年11月20日（金） 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年11月26日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月11日（金） 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL:
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 機材費（パイロット事業関連資機材費）： 19,780千円
 - b) 一般業務費（特殊傭人費等）（業務従事者の報酬は含まない）（パイロット事業実施経費）： 3,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨（RSD1）=1.054420 円
 - b) US\$ 1 =105.613000 円
 - c) EUR 1 =123.632000 円
- 5) その他留意事項
特になし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／廃棄物管理政策・計画
 - b) 廃棄物収集・運搬

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.6 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加

- 算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
 - 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月12日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、

業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

URL:

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／廃棄物管理政策・計画
- 廃棄物収集・運搬

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／廃棄物管理政策・計画)】

- a) 類似業務経験の分野：廃棄物管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：セルビア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 廃棄物収集・運搬】

- a) 類似業務経験の分野：廃棄物収集・運搬に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：セルビア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／廃棄物管理政策・計画	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物収集・運搬	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年12月18日（金） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麴町） 208会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの背景

セルビアでは経済成長と都市化が進む中、廃棄物管理の改善が課題となっており、特に最終廃棄物埋立地の不適切な管理による地域環境や周辺住民の健康への影響が懸念されている。セルビア政府は廃棄物管理法を数次にわたり改訂し、国全体を27の地域に区分した広域廃棄物処理システムの導入、地方自治体に対し2019年までの同システムへの加入及び廃棄物の分別収集の義務付け等を行ってきている。またEUの加盟を目指す同国は、国家廃棄物管理計画（2015-2019）及び現在策定中の次期国家廃棄物管理戦略及び国家廃棄物管理計画（いずれも2020～2025年）においてEUの基準に沿った廃棄物の適正管理を実現するため、廃棄物抑制プログラムや、廃棄物に関連する5つの導入計画（Five Directives Specific Implementation Plans）が策定されている。

他方、廃棄物管理を主管する環境保護省（Ministry of Environment Protection: MEP）の知見・指導能力及び地方自治体における組織体制・人員・管理能力等の不足により、これら廃棄物関連政策の実施は限定的な内容に留まっている。特に、中小規模の自治体では、広域廃棄物処理システムへの参加により運搬・処理費用等の負担増加が見込まれるため、加入に積極的ではない状況にある。セルビア政府は広域廃棄物管理システムを中核とした廃棄物の適正管理及びリサイクル等の推進による循環型社会の実現を目指しており、中小自治体の広域廃棄物処理システムへの参加を促進するため、廃棄物管理コスト抑制のための収集・運搬の効率化並びに分別・リサイクルの推進にかかる現実的に実施可能なモデルの構築が急務となっている。

セルビア北東部、クロアチアとの国境付近に位置するシド市は人口約32,000人の地方都市であり、国家廃棄物管理計画に基づき策定された地域廃棄物管理計画の下、行政サービス公社（Public Utility Company: PUC）が廃棄物管理サービスを実施している。同市では約26.3トン/日のごみが発生し、現在までごみの分別はなされていない。PUCにより収集されたごみは市内（中心市街地から約2km）の処分場に運び込まれているが、掘削なしで積み上げられたごみは高さ3メートル程度に達し、処分場容量の残余年数は約4年と見込まれている。同市は早急に広域処分システムに加入し、市内から50km以内の距離にあるSremska Mitrovica広域衛生埋立処分場へ移管することを希望しているものの、広域処分場に支払う料金（tipping fee）、燃料等の輸送コスト等による財政負担増や、分別・リサイクルの導入に際してPUCの廃棄物管理能力・体制が不十分であること等への懸念から加入手続きが進んでいない。

本プロジェクトでは、シド市において効率的で持続可能な廃棄物管理体制を構築し、その経験をセルビア国内の中小規模自治体における廃棄物管理改善のモデルとして共有することにより、セルビア全域での広域廃棄物管理システムの推進を図ることを目的とする。更に、EUが定める環境基準の達成とリサイクル率の向上に寄与することで、同国が国家目標とするEU加盟への後押しを行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

廃棄物管理能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

広域廃棄物管理システムを推進するために、シドモデルが他の中小自治体に普及される。

(3) プロジェクト目標

シド市において中小自治体における効率的で持続可能な一般廃棄物管理モデル(シドモデル)が確立される。

(4) 期待される成果

成果1: シド市の一般廃棄物管理に関する現状・課題分析能力が、広域廃棄物管理システムの指針や基準に即して強化される。

成果2: 発生源分別導入とともに廃棄物収集・運搬能力が向上する。

成果3: 廃棄物の減量化と3Rに関する活動推進のための手法が確立される。

成果4: 市民や事業体など様々な関係者の廃棄物の減量化と3Rの考えに基づく発生源分別に関する能力が改善される。

成果5: 一般廃棄物管理に関する財政面、組織面、制度面の能力が強化される。

成果6: シド市の持続可能な一般廃棄物管理に関する経験がシドモデルとして整理され、中小規模の自治体に共有される。

(5) 活動の概要

活動1-1: 一般廃棄物に関する現状と課題について、広域処分場システムへの加入条件や関連法、規則も含め、レビュー・分析する

活動1-2: シド市の一般廃棄物管理に関するキャパシティ・アセスメントを行う

活動1-3: 活動 1-1と1-2の課題のうち優先課題を特定する

活動1-4: 優先課題解決のための具体的な計画を作成する

活動2-1: 廃棄物収集・運搬、発生源分別に関する関連規則、基準、既存資料をレビュー・分析する

活動2-2: 手法や対象地・対象グループも含む、発生源分別導入のための計画を作成する

活動2-3: 収集車や中継基地など必要な機材や施設を調達する

活動2-4: 発生源分別導入に伴う変更を反映させ、既存の収集・運搬計画を更新する

活動2-5: 活動2-1から2-4に基づき、必要なガイドライン、マニュアル、ルールや規則を作成する

活動2-6: PUCのカウンターパートに対する発生源分別に伴う収集・運搬に関する研修を行う

活動2-7: 発生源分別計画、更新した収集・運搬計画を対象地で対象グループ向けに実施する

活動3-1: 廃棄物減量化と3R推進に関する手法とインセンティブの仕組みを検証する

活動3-2: 既存の資料・教材や開発パートナーの支援で行われた3Rに関する先行事例をレビュー・分析する

活動3-3: 廃棄物減量化と3R推進に関する日本の事例をレビュー・分析する

活動3-4: インフォーマルセクターや市民団体、非政府組織、民間セクターなど潜在的

な協力機関を検証する。

活動3-5：手法や対象地・対象グループも含む、減量化と3R活動に関する実施計画を作成する。

活動3-6：必要なガイドライン、マニュアル、ルールや規則を作成する。

活動3-7：潜在的な協力機関を特定する

活動4-1：対象グループのベースライン調査を実施する

活動4-2：手法や対象地・対象グループも含む、住民啓発に関する実施計画を作成する

活動4-3：情報・教育・コミュニケーション(IEC)や行動変容コミュニケーション(BCC)に関するツールや教材を開発する

活動4-4：対象地で対象グループに対する計画を実施する

活動4-5：対象グループのエンドライン調査を実施する

活動5-1：成果1から4の進捗状況、成果、課題についてレビューする

活動5-2：財政面、組織面、制度面から優先課題を特定する

活動5-3：PUC職員向けに特定課題に関する現地研修やワークショップを行う

活動5-4：改善のためのアクション計画を作成する

活動6-1：成果1から5までの進捗状況

活動6-2：シドモデルの効果的な普及方法について、MEP、シド市、PUC間で協議・特定する

活動6-3：普及用の資料を作成する

活動6-4：他の市や公共機関、市民、開発パートナーなどを含む関係機関を対象にセミナーやワークショップを開催する

活動6-5：効率的で持続可能な一般廃棄物管理に資するシドモデルに関する包括的な報告書を作成する

(6) 対象地域

シド市及びセルビア全域

(7) 関係官庁・機関

カウンターパート機関：環境保護省(MEP)、シド市、シド市行政サービス公社(PUC)

3. 業務の目的

「廃棄物管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構がセルビア国政府と締結予定のR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「廃棄物管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

（２）技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続性の確保、オーナーシップの確立の観点から、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、セルビア共和国側C/Pの主体的な取り組みを支援しながらプロジェクト活動を進めていくことを基本とし、コンサルタントはC/Pの主体性を引き出すように工夫することとする。

特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、関係機関の合同調整委員会メンバーも交えたワークショップ等を開催し、先方の主導による合意形成プロセスを確保することとする。

（３）キャパシティ・ディベロップメントの重視

コンサルタントは、本業務を通じてC/Pのキャパシティ・ディベロップメント（CD）の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」と定義され、キャパシティの包括性の視点（個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点）と、C/Pの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まずC/Pの能力を適切に把握したうえで（キャパシティ・アセスメント）、その能力や周囲の条件に応じて、コンサルタントとC/Pが十分な情報共有、意見交換、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫すること。

詳細については、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA事業の有効性と持続性を高めるために」、「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能)を参照すること。

（４）国の方針を踏まえた活動計画策定・プロジェクトで得られた成果のフィードバック

MEPでは、EU加盟を念頭に廃棄物の減量化を含む循環経済を推進する方針を有しており、次期国家廃棄物管理戦略及び国家廃棄物管理計画（いずれも2020～2025年）について2020年中の承認を目指している。上記戦略及び計画においては、地方自治体に対する廃棄物管理計画の策定及び改定が義務付けられており、国の方針に沿って本プロジェクトの活動計画を策定する必要がある。

また、活動を通じて得られた成果や教訓を国の廃棄物管理方針に反映するためのMEPへの働きかけがプロジェクト期間全体を通じて求められる。

（５）広域処理システム普及にかかるMEPの主体的参加

広域廃棄物管理システムの実効性を高めるには中小自治体の加盟促進が不可欠であるため、本プロジェクトではシド市における成果・教訓を「シドモデル」として整

理するとともに、セミナーやシド市への視察受入等の実施を通してセルビア国内における他の中小自治体への同モデルの普及を図っていくことを企図しており、これらの普及・推進にかかる活動はMEP主導のもとに実施することを想定している。MEPの事務分掌では、Department for Waste Managementと Department for Project Management in the Field of Environmental Protectionが本プロジェクトの担当部署となるため、プロジェクト序盤で両部局の権限・責任を明らかにし、協議や意思決定のプロセスを整理しておくなど、効果的な方法を検討する必要がある。そのため、プロジェクトの進捗については随時MEPにも報告し、必要に応じて助言を得ながら、実施期間全体を通じてMEPの主体的な関与を引き出す必要がある。

(6) シド市における廃棄物管理状況の把握

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、JICAは2020年1月にローカルコンサルタントによる調査を実施後、9月に遠隔（オンライン協議）により詳細計画策定調査を実施した。これら調査においては、シド市における廃棄物の組成・フローについてシド市、PUCから主に情報を収集しており、またPUCからMEPIに対し、定期的に廃棄物組成等状況を含む廃棄物管理関連データが報告されている。しかし、MEPからは地方におけるデータ収集・管理能力及び情報の精度が不十分であり、各自自治体・公社のデータ管理・報告の効率化のため組織能力強化の必要性が指摘されており、本プロジェクトの開始にあたってはセルビア側からこれまで提供されたデータの信頼性について改めて検証する必要がある。

そのため、プロジェクト開始から6か月間を目安として、活動1-1としてベースライン調査と活動1-2としてキャパシティ・アセスメントを行う。これらの活動を通じて、廃棄物管理の現状を把握するだけでなく、調査結果に基づく問題分析や優先順位に係る協議を密に行い、セルビア側の主体性、改善意欲を引き出すよう留意する。

(7) 中間処理・リサイクルにかかる手法・市場の検討

シド市では一部の学校や小売店等で分別回収の動きはあるものの個別の取組に留まっており、市民の環境意識は高くないと想定される。またシド市を含む広域自治体においてコンポスト化や有価物の買取事業を行う企業等は確認できておらず、中間処理・リサイクルの推進にあたっては販路の確保が課題となる。

現在、シド市が加盟予定であるSremska Mitrovica広域衛生埋立処分場の敷地内に廃棄物分別センターを建設中であり、数か月以内の稼働開始が見込まれることから、当面の間は同センターへ搬入することが現実的と考えられる。しかしながら、中長期的な循環型社会の形成・静脈産業育成や、有価ごみの売却によるシド市の収入増を図る観点から、リサイクル市場の規模や民間企業との連携可能性を確認していく必要がある。

(8) パイロットプロジェクト（PP）の実施

本プロジェクトでは、成果3及び4に関連する活動として、シド市における廃棄物の減量化と3Rに基づく発生源分別に関する能力改善に取り組むため、PPの実施を想定している。現時点で想定する内容は以下のとおりであるが、対象とする地区や規模については、C/P機関と協議し、必要に応じてJICAとも協議のうえで決定する。

1) PPの内容

セルビア国内と日本の事例の教訓を反映した廃棄物減量化と3Rに関する実施計画を作成し、同計画を基に、対象グループにおいて、3Rの考えに基づくごみ減量化及び

発生源分別に関する活動を推進するため、コンテナやコンポスト容器などの必要資材の調達、普及活動に必要なツール・教材づくり、セミナー及びワークショップの開催を含む各種啓発活動の実施、効果測定のための調査（ベースライン及びエンドライン）を実施する。なお、必要資材の調達に際しては、スウェーデン国際協力開発庁（SIDA）のプロジェクトによって配布される資機材の状況を踏まえて計画すること。

2) 対象グループ

シド市内の既存処分場に近い地区（1,000世帯弱）の市民、事業者、小学校などを想定している。詳細計画策定調査時にPUCから意識が高い地域であるとの説明があったため、同地域を選定した。

3) 目指すアウトプット

PPでは、成果3及び成果4の関連する指標を達成することを目標とする。

4) 実施方法及び投入について

現時点でPPの直接経費の規模は、3,000千円を想定している。実施については、本業務に従事する「廃棄物収集・運搬」及び「3R／住民啓発」を中心とし、必要に応じて現地再委託を行うことを想定している。なお、受注者は業務開始後、PPの詳細計画及びサイトをC/Pと共同で確定次第、業務内容・投入量・経費を詳細に積算し、変更契約等の必要性が生じた場合は、発注者に提案すること。

(9) 日本の知見及びセルビア国内の好事例の抽出・活用

MEPは日本の自治体で導入されている分別方法や住民との合意形成手法等を学ぶことに強い関心を示していることから、シド市やセルビア国内の中小自治体の実情に適した日本の事例を分析・紹介し、MEPの後押しを得た上でシドモデルとともに普及を図ることが効果的と考えられる。なお、MEPからはセルビア国内における3つの廃棄物二次選別の好事例¹について共有がなされ、日本とセルビア双方の好事例¹の導入を進めることで同意が得られたため、関連情報の収集・分析を行う必要がある。

(10) 民間連携促進

廃棄物の適正処理を確保する上では、現地の静脈産業の育成・活性化が不可欠である。前述の通り、MEPは日本の知見・経験・技術に強い関心を示していることから、シド市を含むセルビア国内の中小自治体向けに適用可能性が見込まれる本邦技術・製品の検討を行い、西バルカン地域への進出に関心のある本邦企業向けに情報発信を行い、民間連携促進・セルビアにおける循環経済の実現に加えて、本邦企業の海外進出を後押しする。

(11) バルカン地域における連携及び成果の共有

バルカン地域では、コソボにおいても廃棄物分野の技術協力を予定している。セルビアとの歴史的経緯や、二国間関係（セルビアはコソボを未承認）を踏まえると、

¹ MEPは広域廃棄物管理システムの二次選別の好事例として、①ウジツェにあるドゥボコ、②スポティツァ、③ピロト、を挙げた。①は設立が古くセルビアの中西部に位置し、多額の政府資金と援助機関の支援（IPA）で設立。②は北部にあり新しい。③も①よりは新しく南部に位置する。3つのセンターともに広域自治体公社によって運営されており、センター内で2次分別を行っている。

両国間の直接的な連携は困難と思われるが、自然条件や廃棄物管理に関する現状・課題など共通性も見込まれるため、両案件が同時期に実施された場合はJICAプロジェクト関係者間では積極的に情報共有・意見交換を行うことを推奨する。

(12) 事業の期分け

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施する。

- ・ 第1期：2021年2月～2022年9月
- ・ 第2期：2022年10月～2024年1月

第1期の契約期間の終了時点で次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結する。

(13) 他ドナーの活動の情報収集・連携

セルビアにおいて廃棄物分野の支援を行っている下記①、②の代表的なドナーと情報共有を定期的に行い、相乗効果の発言に努める。

① SIDA

環境インフラ支援プログラム（Environmental Infrastructure Support Program Phase 2 (EISP2)）による発生源分別を導入する方針で、シド市を含む4地域17都市を対象に廃棄物収集車両、コンテナの供与や分別促進キャンペーンの実施等により発生源での分別促進を計画しており、関連の調達手続きは2021年初めには完了する見込み。SIDAとは活動地域も重複することから、担当分野を明確化するとともに効果的な連携策について整理のうえ、合意文書を交わすことを検討している。プロジェクト期間中には同文書に基づく双方の進捗、課題等の共有及び連携に係る意見交換を目的として定期的に面談を行うこととする。

② ドイツ国際協力公社（GIZ）

気候感度廃棄物管理プロジェクト（Climate Sensitive Waste Management (DKITI)）では、3つの広域廃棄物管理センターを対象に管理計画の策定支援やコンポストのパイロットプロジェクト等も実施しており、JICAと相互に成果、教訓等について情報共有を継続することで合意した。なお、同プロジェクトは2020年12月末に終了予定だったが、コロナ禍の状況を踏まえ、2021年6月まで延長となった。

(14) 進捗監理を目的としたモニタリング及び運営指導調査

JICAはプロジェクトの進捗確認と促進に向けた取り組みとして、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としたモニタリングシートを導入している。受注者は、JICA所定のモニタリングシートをC/Pと共同で半年に一度作成し、JICAに提出する。

また、JICAがプロジェクトの詳細な計画の精査、見直しが必要な場合や実施運営状況の把握、実施運営上の問題への対応を目的として運営指導調査を実施する場合には、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与する。

(15) 広報活動

成果3及び成果4では、PPの対象グループとなる市民、事業者などに3Rの考えに基づく、廃棄物の減量化、排出源分別などに取り組んでもらうため、効果的な啓発活動が必要となる。SIDAでは、広報媒体としてラジオを使用した事例があるため、本事

例を参考にしながら対象グループ及びシド市民全体に効果的な広報媒体を選定する必要がある。その他、本プロジェクトでは、現地の静脈産業の活性化の観点から西バルカン地域へ進出意欲のある本邦企業へセルビア国内の自治体におけるニーズ・本邦技術の適用可能性を発信するため、プロジェクトホームページでの記事掲載など、カウンターパートとも協議の上、適切な広報媒体を活用する。

(16) プロジェクト対象地域の選定経緯

2016年から2017年にかけて、「バルカン地域におけるシリア等難民支援に係る情報収集・確認調査」を実施。難民・移民の流入による廃棄物管理等の公共サービスへの影響及び継続的な提供にかかる能力強化の必要性について調査を行った結果、本プロジェクトの支援対象としてシド市を選定した。その後セルビア共和国内への難民流入は減少しているが、広域管理システムへの移行に向けた廃棄物分野への支援ニーズは依然として大きい。

(17) プロジェクト開始直後の専門家派遣期間について

本プロジェクトは、2021年2月の開始を予定しているが、開始直後に「3R/住民啓発」専門家を90日程度、連続で派遣することを想定している。

(18) コロナ対策

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、セルビア国内における現状と課題を把握し、廃棄物収集作業員の労働衛生・安全確保の観点から必要な対策及び支援を講じるほか、住民向けに感染性廃棄物の適切な排出方法の啓発などを行う。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は以下のとおり。コンサルタントはこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。なお、現時点では3年の業務期間を2期に分ける想定であり、作業工程を念頭においた期分けのタイミングについても提案する。期分けがそぐわない場合は、その理由を示すこと。

(1) プロジェクト全体に係る業務

1) ワーク・プランの作成

日本国内で入手可能な資料・情報等を整理し、業務の基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、業務工程、スケジュール等を検討し、これらをワークプラン（案）に取りまとめ、JICAのコメントを踏まえ必要に応じ修正する。同プラン（案）を基に、セルビア側関係者に説明・意見交換をした上で、必要に応じて修正し、第一回目合同調整委員会（JCC）で合意を得ることとする。最終版はJICAへ提出する。

2) 合同調整委員会（JCC）の設置及び開催支援

JCCの設置と運営、開催に係る支援を行う。JCCは原則最低年1回の開催とし、プロジェクトの方針変更やPDMの改定について合意する。メンバーはR/D「Annex 5: Joint Coordinating Committee」を参照すること。

3) プロジェクト進捗モニタリングの実施

半年に一度JICA所定のMonitoring Sheetを実施機関と共同で作成し、JICAに提出する。Monitoring Sheetに対するJICAからのコメントに留意し、プロジェクトを推進する。

4) 報告書等の作成

業務の各段階で作成・提出する成果品については、「7. 報告書等」に記載の通りであるが、業務終了時には、C/Pと共同でプロジェクト業務完了報告書（英文・和文・セルビア語文）を取りまとめ、JICA及びC/P機関に提出する。

5) 広報活動

PPの進捗や広域廃棄物処理システム加入への取り組みに加え、本邦企業向けの現地自治体のニーズなど情報発信するため、関連情報の収集・分析を行い、ウェブサイトやfacebook（JICAバルカン事務所、MEP）への投稿等を支援する。

6) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術指導の一環として、プロジェクト目標及び成果を達成するために必要な本邦研修の実施を想定している。本邦研修は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」（公開資料参照）に則り企画・準備・実施する。現時点で想定している目的、実施時期などの研修概要は以下の通りだが、具体的な内容については、現地での活動開始後に実施するキャパシティ・アセスメントの内容を踏まえ、C/P、JICA主管部及びバルカン事務所と協議の上、決定する。加えて、能力強化の目的によっては、JICAと協議の上、JICAが日本で実施する課題別研修への参加も検討する。

① 目的・内容

成果3で実施するシド市に適用可能な日本の好事例として紹介できる日本の地方自治体において実施されている廃棄物減量化、分別方法、住民への啓発方法などを現地で学ぶことに加え、また、廃棄物管理における組織・財務、民間企業との連携、循環型社会構築への取り組みについても研修を実施する。

② 実施時期・期間・回数

プロジェクト初年度に1～2週間程度の研修を1回開催する想定

③ 参加人数

10名程度（MEP、シド市及びPUCからの参加を想定）

7) セルビア国内スタディツアーの実施

本プロジェクトでは、シド市において分別収集を含む廃棄物管理の効率化を図るとともに、その取組をシドモデルとしてセルビア国内の他の中小自治体へ普及することも重要な活動となっている。ため、セルビア国内の他自治体へのスタディツアーを実施する。現時点で想定する概要は以下の通り。

① 目的・内容

成果3、4、6に関連して、活動の効果的な実施及びセルビア国内の他の中小自治体へのシドモデルの普及を主な目的として実施する。具体的には、セルビア

国内において広域廃棄物管理システムの導入や分別、中間処理等の取組で先行する他の自治体を訪問し、意見交換を行う。視察先としては、MEPがセルビア国内における好事例と位置付けている三か所（①ドゥボコ、②スボティツァ、③ピロト）を想定しているが、当該スタディツアーの実施時点における各自治体の状況を確認のうえ最終決定する。

② 実施時期・期間・回数

成果4にかかる活動の実施期間中に1回開催、期間は全体で1週間程度を想定しているが、実施時期および方法（訪問先によって複数回に分ける等）については、セルビア側関係者と協議のうえ決定する。

③ 参加人数

10名程度（MEP、シド市及びPUC関係者）

8) 資機材の調達

本プロジェクトでは、活動内容に応じて以下の資機材調達を想定している。受注者は、具体的な仕様や数量、調達方法等について検討しセルビア側と協議、合意を図るとともに、JICAバルカン事務所が調達を実施する際の支援も行うこと。③中継基地についてはシド市内の既存処分場の敷地内または隣接する空き地への建設を想定しているが、候補地の土地所有権、土壌・土質や建設に係る環境影響評価等、必要な調査を本業務において実施すること。なおこれらの調査については現地再委託を認める。

① 廃棄物の減量化・排出源分別促進に関する資機材

ウエストビン、コンテナ、コンポスト容器

② 廃棄物収集運搬の改善に関する資機材

コンパクター、ダンプトラック

③ 中継基地建設及び関連資機材

基地建設工事、グラインダー、コンプレッサー、トラックスケール

上記のうち、コンパクター、ダンプトラック及び中継基地建設工事以外の資機材については、コンサルタント調達として分類しており、「第1 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出（6）見積書」に記載されている金額を定額計上すること。

（2） 成果ごとの業務

期待される成果に資する各活動について、C/Pと共同による計画・実施及びC/Pに対する指導、助言、補完を行う。成果1～6は必ずしも時系列ではなく、各活動が互いに関連・連動しながら、推進される必要がある。当初想定したスケジュールは、P0を参照のこと。

【成果1に係る活動】

成果1: シド市の一般廃棄物管理に関する現状・課題分析能力が、広域廃棄物管理システムの指針や基準に即して強化される。

1-1 一般廃棄物に関する現状と課題について、広域処分場システムへの加入条件

や関連法、規則も含め、レビュー・分析する

1-2 シド市の一般廃棄物管理に関するキャパシティ・アセスメントを行う

1-3 活動 1-1と1-2の課題のうち優先課題を特定する

1-4 優先課題解決のための具体的な計画を作成する

一般廃棄物に関する現状と課題について、組織及び個人のキャパシティや問題意識等を確認するため、キャパシティ・アセスメント調査・分析を行う。なお、主な調査項目は以下のaからiの通りだが、その他、必要な項目については受注者から提案すること。

- a. 国家及びシド市における関連法制度・規則・計画・戦略
- b. MEP、シド市及びPUCの組織体制
- c. シド市一般廃棄物の量及び質の現状及び将来予測
- d. シド市一般廃棄物管理フロー（排出、収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分）
- e. シド市における、収集運搬車両等の既存資機材の使用状況、中継基地建設予定地の状況に加え、民間リサイクル業者の現状把握
- f. MEP、シド市及びPUCの一般廃棄物管理に係る財務面の現状
- g. シド市が加入する広域処理システムの状況（他の自治体における廃棄物管理、広域処分場など関連施設の運営体制等）
- h. セルビアにおける広域処分場システムへの加入条件と阻害要因（自治体間の合意形成プロセス、費用負担を含む）
- i. 他の中小自治体における一般廃棄物管理の状況（シド市との共通課題の確認）

上記の調査・分析に加えプロジェクト開始直後に実施するキャパシティ・アセスメントの結果を踏まえ、優先課題と、その実施のためにシド市が対応すべき行動計画の立案・策定に必要な技術支援を行う。また、シド市職員に対しては、課題と理想の姿を認識させるためのセミナー及びワークショップをプロジェクト開始から6か月を目途に計画・実施する。セミナーでは、日本人専門家が考えるシド市一般廃棄物管理及び広域廃棄物管理システム加入に関するシド市の現状と課題を発表し、関係者で共通認識を得ることを目的とする。また、ワークショップでは、セミナーの内容を踏まえて、シド市職員らによる廃棄物収集サービスの現状と課題の特定、認識を促すこととし、その結果を踏まえ、シド市全体での一般廃棄物収集運搬サービスの最適化に向けた計画を検討する。

PDMに基づく、検証可能な目標値及び指標については、活動1-4の結果を踏まえ、プロジェクト初年度中にJCCによって設定・承認を行う。

【成果2に係る業務】

成果2：発生源分別導入とともに廃棄物収集・運搬能力が向上する。

2-1 廃棄物収集・運搬、発生源分別に関する関連規則、基準、既存資料をレビュー・分析する

2-2 手法や対象地・対象グループも含む、発生源分別導入のための計画を作成する

2-3 収集車や中継基地など必要な機材や施設を調達する

- 2-4 発生源分別導入に伴う変更を反映させ、既存の収集・運搬計画を更新する
- 2-5 活動 2-1 から2-4に基づき、必要なガイドライン、マニュアル、ルールや規則を作成する
- 2-6 PUCのカウンターパートに対する発生源分別に伴う収集・運搬に関する研修を行う
- 2-7 発生源分別計画、更新した収集・運搬計画を対象地で対象グループ向けに実施する

シド市及びPUCでは、現在市内の最終処分場を使用しているが、処分場容量の残余年数が約4年となっていることから、Sremska Mitrovica広域衛生埋立処分場への運搬を早期に開始したいとの意向を示しているものの、同処分場は市内から50kmの距離にあり、ごみの分別状況に応じて受入料金が課されることからコスト増大が課題となっており、発生源分別による廃棄物量の減量化を軸とした収集・運搬の効率化が急務である。シド市及びPUC職員に対して、発生源分別による廃棄物量削減の重要性や取り組み方法について認識向上を図るための研修を行う。研修は、座学及びオンサイトによる実習から構成することとし、成果3及び4に関連するPPIにおいてシド市及びPUC職員が対象グループへの啓発活動、指導を行う上で主体的な取り組みが出来るようになることを目的として実施する。

【成果3に係る業務】

成果3：廃棄物の減量化と3Rに関する活動推進のための手法が確立される。

- 3-1 廃棄物減量化と3Rに推進に関する手法とインセンティブの仕組みを検証する
- 3-2 既存の資料・教材や開発パートナーの支援で行われた3Rに関する先行事例をレビュー・分析する
- 3-3 廃棄物減量化と3R推進に関する日本の事例をレビュー・分析する
- 3-4 インフォーマルセクターや市民団体、非政府組織、民間セクターなど潜在的な協力機関を検証する
- 3-5 手法や対象地・対象グループも含む、減量化と3R活動に関する実施計画を作成する
- 3-6 必要なガイドライン、マニュアル、ルールや規則を作成する
- 3-7 潜在的な協力機関を特定する

廃棄物の減量化と3Rに関する活動の推進手法を確立するため、シド市の実情に即して適切と考えられる発生源分別の戦略、実施手法および規則・規定を検討し、その実行可能性を検証すべく5. 実施方針及び留意事項（8）に記載のパイロットプロジェクトを実施する。実施にあたっては、プロジェクト開始直後の調査によって収集される情報を踏まえ、シド市内のリサイクル関連業者に加え、ウェスト・ピッカーも含むインフォーマルセクターの状況を把握したうえで、シド市において機能しうるインセンティブ施策（規制や減税措置、補助金等）を検討する。これら施策の実効性を担保する目的で、Sremska Mitrovica広域衛生埋立処分場管内における中間処理の状況およびシド市と周辺地域におけるリサイクル産業の状況についても情報収集およびネットワークを行う。

【成果4に係る業務】

成果4：市民や事業体など様々な関係者の廃棄物の減量化と3Rの考えに基づく発生源分別に関する能力が改善される。

- 4-1 対象グループのベースライン調査を実施する
- 4-2 手法や対象地・対象グループも含む、住民啓発に関する実施計画を作成する
- 4-3 情報・教育・コミュニケーション（IEC）や行動変容コミュニケーション（BCC）に関するツールや教材を開発する
- 4-4 対象地で対象グループに対する計画を実施する
- 4-5 対象グループのエンドライン調査を実施する

シド市内の既存処分場に近い地区（1,000世帯弱）と同地域の小学校を対象にパイロットプロジェクトを実施し、一連の活動で得られた成果と教訓を検証し、廃棄物の減量化と3Rに関する活動の推進手法を確立する。MEP、シド市及びPUCは、日本の自治体で導入されている手法から学ぶことに強い関心を示していることから、ベースライン調査の結果を踏まえ、対象グループに合った我が国の好事例を示したうえで、実施計画の作成、教材開発などの活動を行う。またセルビア国内で取組に先行する自治体への視察・意見交換を目的としたスタディツアーも実施し、シド市の実態改善の方向性により適した手法や教材の内容を検討すること。

【成果5に係る業務】

成果5：一般廃棄物管理に関する財政面、組織面、制度面の能力が強化される。

- 5-1 成果1から4の進捗状況、成果、課題についてレビューする
- 5-2 財務面、組織面、制度面から優先課題を特定する
- 5-3 PUC職員向けに特定課題に関する現地研修やワークショップを行う
- 5-4 改善のためのアクション計画を作成する

成果1から4のレビュー結果を踏まえ、シド市一般廃棄物管理における財務面・組織面、制度面で取り組むべき優先課題を特定する。研修やワークショップを通じ、これらの課題を関係者と協議し、改善に向けたアクション計画を作成する。財務面では、シド市における年間の一般廃棄物管理予算、収入・支出データの内訳、一般廃棄物処理に係る設定料金等の財務データの分析、評価を行い、一般廃棄物管理費用を確実に回収するための財務計画を、同市の関連部局とも協議のうえ立案する。また、広域システム加入に伴う廃棄物管理コストの変更による影響等も分析し、必要な対策を検討する。PUC職員向けに開催する現地研修プログラム及びワークショップの内容や研修の成果、関連の教材については、成果6で作成する普及用資料にも含めることを想定している。また、アクション計画の策定に際しては成果1において確認された特定課題の改善に資するよう、整合性にも留意すること。

成果6：シド市の持続可能な一般廃棄物管理に関する経験がシドモデルとして整理され、中小規模の自治体に共有される。

- 6-1 成果1から5までの進捗状況、成果、課題についてレビューし、結果を「シドモデル」として取りまとめる
- 6-2 シドモデルの効果的な普及方法について、MEP、シド市、PUC間で協議・特定す

る

- 6-3 普及用の資料を作成する
- 6-4 他の市や公共機関、市民、開発パートナーなどを含む関係機関を対象にセミナーやワークショップを開催する
- 6-5 効率的で持続可能な一般廃棄物管理に資するシドモデルに関する包括的な報告書を作成する

本プロジェクトを通じシド市で達成された成果、教訓及びその達成に至るプロセス等の総体を「シドモデル」と位置づけ、MEP、シド市及びPUCと協議のうえ、同モデルに含めるべき内容について検討し、取りまとめる。

受注者は、第三者が適切に理解できる方法や資料の形態を検討し、普及計画及び必要なツールを作成する。具体的な項目として、課題分析能力向上・収集運搬サービス能力向上・3R等の政策推進力向上・組織体制整備・住民啓発推進・環境教育手法などが挙げられる。

受注者は、シドモデルの普及先である他の中小自治体を含む関係機関を対象にシドモデルの共有を目的とするセミナーやワークショップ及びシド市への視察受入を実施する。開催方法は、シド市で1回（視察受入、セミナー、ワークショップを含め2日間程度。対象とする自治体やドナー機関等はMEPと協議の上決定）、ベオグラードで1回（単日のセミナーとし、関連省庁や民間企業、国際機関やマスメディア等を招待）を想定する。また、プロジェクト終了後もシドモデルの普及をMEPが継続的に実施するため、包括的な報告書を作成する。

（3） 契約期間の分割について

上記（1）及び（2）で記載した業務は下記の工程で実施することを想定しているが、コンサルタントはこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案すること。なお、現時点では3年の業務期間を2期に分ける想定であり、作業工程を念頭においた期分けのタイミングについても提案する。期分けがそぐわない場合は、その理由を示すこと

<第1期>

- 《1》 プロジェクト全般に関する業務
 - (1) ワーク・プランの作成
 - (2) JCCの設置及び開催支援
 - (3) プロジェクト進捗モニタリングの実施
 - (4) 報告書等の作成
 - (5) 広報活動
 - (6) 本邦研修の実施
 - (7) 資機材の調達

- 《2》 成果毎の活動
 - (1) 成果1に関する業務：活動1-1～1-4
 - (2) 成果2に関する業務：活動2-1～2-7
 - (3) 成果3に関する業務：活動3-1～3-7
 - (4) 成果4に関する業務：活動4-1～4-4
 - (5) 成果5に関する業務：活動5-1

(6) 成果6に関する業務：活動6-1

<第2期>

《1》 プロジェクト全般に関する業務

- (1) JCCの設置及び開催支援
- (2) プロジェクト進捗モニタリングの実施
- (3) 報告書等の作成
- (4) 広報活動
- (5) セルビア国内スタディツアーの実施

《2》 成果毎の活動

- (1) 成果2に関する業務：活動2-3、2-7
- (2) 成果3に関する業務：活動3-5、3-6
- (3) 成果4に関する業務：活動4-4、4-5
- (4) 成果5に関する業務：活動5-1～5-4
- (5) 成果6に関する業務：活動6-1～6-5

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。部分払いの対象とする報告書は業務進捗報告書とする。(第1期：2021年1月提出、第2期：2023年9月提出)

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して 10営業日以内	和文：2部 電子データ
ワーク・プラン	第1期業務開始から約3カ 月後	和文：2部 英文：2部 セルビア語：2部 電子データ
モニタリングシート	第1期業務開始から6カ 月ごと	英文：2部 電子データ
業務進捗報告書1	第1期業務開始から約1年 後	和文：2部 電子データ
第1期業務完了報告書	第1期契約終了時	和文：2部 英文：2部 セルビア語：2部 CD-R：2枚
業務進捗報告書2	第2期業務開始から約1年 後	和文：2部 電子データ

レポート名	提出時期	部 数
業務完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前 に提出し、JICAからのコメ ントを踏まえて最終化す る。	和文：2部 英文：2部 セルビア語：2部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf）を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議・確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出すること。

- （ア）一般廃棄物管理に資するシドモデルに関する包括的な報告書（英文・セルビア語文）
- （イ）成果 1 の活動で収集した広域処分場システムへの加入条件、関連法及び規則等、また、そのレビュー・分析結果（英文・セルビア語文）
- （ウ）成果 2 の活動で作成した発生源分別導入に関するガイドライン等（英文・セルビア語文）
- （エ）成果 3 で作成した 3R 活動に関する実施計画、ガイドライン等（英文・セルビア語文）
- （オ）成果 4 で作成した IEC や BCC に関するツール及び教材、対象グループに実施したベースライン調査及びエンドライン調査結果（英文・セルビア語文）
- （カ）成果 5 で作成する改善のためのアクション計画（英文・セルビア語文）
- （キ）その他、プロジェクト期間中に実施したワークショップや PP で使用した発表資料、啓発資料（英文・セルビア語文）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告すること。

- （ア）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （イ）活動写真

以上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2021年2月～2022年9月
- (2) 第2期：2022年10月～2024年1月

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- (全体) 約30.5M/M
- 第1期(本契約) 約16.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任者／廃棄物管理政策・計画（2号）
- ② 廃棄物収集・運搬（3号）
- ③ 中間処理
- ④ 3R／住民啓発
- ⑤ 財務・組織管理

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料等

(1) 配布資料

- 詳細計画策定調査報告書（案）
- 討議議事録案（R/D：Record of Discussions）
- JICAが実施した、シド市における廃棄物管理に係るローカルコンサルタント調査報告書
- セルビア国バルカン地域におけるシリア等難民支援に係る情報収集・確認調査

(2) 公開資料

- スウェーデンが実施するEnvironmental Infrastructure Support Programme,

Phase II (EISP2) 関連資料

<https://upload.openaid.se/document/serbia/interim-report-no.-1-oct17-final.pdf>

<https://upload.openaid.se/document/serbia/interim-report-no.-2-april18-final.pdf>

5. 業務用機材

第1期契約において、業務遂行上必要なオフィス用及び調査用機材があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積に含めること。

また、「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (1) プロジェクト全体に係る業務 8) 資機材の調達」でコンサルタント調達として分類しているウエストビン、コンテナ、コンポスト容器、グラインダー、コンプレッサー、トラックスケールについては、「第1 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6) 見積書」に記載されている金額を定額計上すること。

6. 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます（本見積とすること）。

(1) 一般廃棄物の関連法・規則のレビュー（成果1の活動）

(2) 「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (1) プロジェクト全体に係る業務 8) 資機材の調達 ③」に係る候補地の土地所有権、土壌・土質や建設に係る環境影響評価等

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICAバルカン事務所、在セルビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、

当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上